

転出の届出をされる方へ

転出の届出に伴い関連する手続きがございます。関連する項目は以下のとおりです。

ご確認くださいませよう、お願いいたします。

対象者	【横須賀市】	【新住所地】
個人番号カード の交付を受けていた方		新住所地に個人番号カードを持参して手続きをしてください。 ※新しい住所に住み始めた日から 14 日以内に転入届の手続きをしない場合、カードは失効します。
電子証明書の発行を受けていた方	署名用は住所の変更により自動的に失効になります。 利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。	署名用は必要に応じて発行手続きをしてください。詳しくは、新住所地の市区町村にお問い合わせください。（同一世帯人、法定代理人は即日で発行できる場合があります。）
印鑑登録をしていた方	印鑑登録証（カード）をお返してください。転出（予定）日で無効になります。転出予定日前日までは印鑑登録証明書を交付できますので、必要場合は「印鑑登録証」に「転出証明書」を添えて請求してください。	印鑑登録を希望される方は、新住所地の市区町村で申請をしてください。 詳しくは、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
在留カード又は特別永住者証明書をお持ちの方		新住所地に在留カード又は特別永住者証明書を持参して手続きをしてください。
こども医療証の交付を受けていた方	こども医療証をお返してください。「所得証明書」の交付を受けてください。	「所得証明書」「お子さまの資格確認書」を持参して、新住所地の市区町村で手続きをしてください。
児童手当 の支給対象の方	「所得証明書」の交付を受けてください。	請求者本人（名義）の「金融機関普通預金口座のわかるもの（預金通帳など）」「年金加入証明書（要不要は新住所地のホームページ等で確認してください。）」および「所得証明書」を持参して、新住所地の市区町村で手続きをしてください。
公立小中学校 児童・生徒	今までの学校で、「在学証明書」、「教科書給与証明書」の交付を受けてください。	「在学証明書」、「教科書給与証明書」を持参して、手続きをしてください。

⇒裏面に続きます。

対象者	【横須賀市】	【新住所地】
介護保険受給者及び 65歳以上の方	介護保険被保険者証をお返してください。	新住所地の市区町村で手続きをしてください。 要介護（支援）認定を受けていた方（または認定申請中の方）は、「横須賀市で要介護（支援）認定を受けていた」旨をお申し出ください。 ※新住所地に転入した日から14日以内に手続きをしてください。
国民健康保険 に加入していた方	国民健康保険資格確認書（兼高齢受給者証）をお返してください。	新住所地の市区町村で、加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療 を受けていた方	後期高齢者医療資格確認書をお返してください。神奈川県外に引越しされる場合は、本館1F紫色23 後期高齢医療窓口で「負担区分等証明書」の交付を受けてください。	新たに交付を受けてください。 神奈川県外に引越しされる方は、「負担区分等証明書」を持参して手続きをしてください。
障害者手帳 （身体・療育・精神） 障害者の医療やサービスの 受給者証をお持ちの方	分館1F障害福祉課にお問い合わせください。	新住所地の市区町村で手続きをしてください。
妊娠されている方	母子健康手帳本冊はそのまま使用してください。	新住所地の市区町村で妊婦健康診査等のサービスの手続きをしてください。
原動機付自転車（125cc 以下）をお持ちの方	廃車手続きが必要です。 本館2F市民税課に①本人確認書類②標識（ナンバープレート）③標識交付証明書を持ってお立ち寄りください。	新住所地の市区町村であらためて手続きをしてください。（市区町村によっては、横須賀市で廃車手続きをしなくても良い場合があります。）

【問い合わせ先】 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所地域支援部窓口サービス課「緑色 06-08住所異動の窓口」

コールセンター TEL 046-822-4000
（年中無休 平日8:30~17:15 休日8:30~16:00）

